

那こ教第 506 号

令和 5 年 3 月 14 日

各施設長様

こども教育保育課長
(公印省略)

令和5年3月13日以降の保育所等におけるマスクの着用及び検温について

【第78報】

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度、令和 5 年 3 月 13 日以降のマスクの着用の考え方の見直し等について、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部で、行政が一律にルールとして求めず、着用は個人の判断に委ねることを示しております。そのことを受け、保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等については、別添 1 の厚生労働省子ども家庭局保育課の事務連絡(令和 5 年 2 月 10 日付け)で示しておりますので、各施設においてご確認下さい。

また、検温については、別添 2 の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第二十報)」の問 6-1 のとおり、登園前の検温は継続しますが、検温結果の確認方法については、記録の要否も含めて、各施設においてご検討ください。